

## 「世界の範となる設計・監理のシステムを」

石福 昭



### 「建築確認申請受理の条件が変わりました」

平成 21 年 11 月 26 日から、一定規模以上の建物では、「構造設計一級建築士」と「設備設計一級建築士」が関与しない建築確認申請は、一切受理されないことになりました。工事着工も禁止されます。これは、耐震強度偽装事件に端を発した一連の法改正の結果です。一定規模以上の建物とは、「設備設計一級建築士」の場合、階数 3 以上で、かつ床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の建物です。また、関与とは、自ら設計するか、法適合性の確認を行うことです。

### 「設備設計一級建築士」認定の条件」

さて、ここで問題なのは、創設された「設備設計一級建築士」です。「構造設計一級建築士」と「設備設計一級建築士」は、何れも、今回の一連の法改正で創設された国家資格ですが、この法改正が、耐震偽装と言う構造設計問題に端を発したため、その改正は、先ず構造設計について進められました。従って、設備設計の改正は、構造設計に一步遅れて進められたのです。その結果、「設備設計一級建築士」の認定条件は「構造設計一級建築士」に準じたものとなりました。その認定条件とは、「一級建築士」として、5 年以上の設計・監理の実務経験が必要な事です。そして、この 5 年間の設計・監理の実務経験を積んだ後、4 日間の講習を受け、その最終日の修了考査に合格しなければなりません。

ところが、建築系学科出身者の多い構造設計者とは異なり、設備設計者で「一級建築士」の有資格者は、ごく少数なのです。建築系学科出身者以外の「設備設計一級建築士」資格の取得は至難の業なのです。

### 「設備設計の広い技術領域」

構造設計も設備設計も、ともに建築を支える技術です。しかし、設備設計の技術領域は、構造設計と比較すると遥に広く、建築、機械、衛生、電気、電子、情報など、工学の各分野にわたっています。事実、設備設計に従事している技術者の専攻分野も、これらの工学の各分野にわたるのです。

すでに、国家資格として登録されている「建築設備士」33,783 人のうち、約 4 割強が建築系学科、約 3 割強が電気系学科、約 3 割弱が機械系学科の出身者です。高度化すると同時に、その領域を拡大している現代の建築設備

は、これら多領域から出身した「建築設備士」の技術によって、その設計・監理は支えられているのです。しかし、法律上、「建築設備士」は、業務独占資格のある「建築士」に対して、建築設備の設計・監理に関するアドバイスを行えるだけの業務権限のない弱い資格なのです。

### 「設備設計の質の低下をもたらす「設備設計一級建築士」の創設」

今回、新たに誕生した「設備設計一級建築士」は、3,190 名です。高齢者が多いため、現在、設備設計の実務に携わっている者は、その半数です。また電気系技術者は、僅か 1% に過ぎません。この技術領域の偏と高齢化した「設備設計一級建築士」で、わが国の建築の質と安全を、今までと同水準に維持することが出来るかどうか、はなはだ疑問です。

さらに問題なのは、この、業務独占資格のある強力な「設備設計一級建築士」の創設により、今まで、「建築士」のアドバイザーとして、設備の設計・監理の役割を果たしてきた業務権限のない弱い「建築設備士」の立場は、更に弱いものとならざるを得ないことです。これでは、設備設計の質の低下は明らかです。

この際、取り敢えずは、1983 年（昭和 58）の創設以来、すでに 25 年、33,783 名が登録されている国家資格の「建築設備士」に、設備設計の設計・監理については、「設備設計一級建築士」と同等の業務独占資格を与えて活用すべきなのです。

### 「世界の範となる設計・監理のシステムを」

現在の「建築基準法」は、制定以来、すでに、60 年を経過しています。いま、21 世紀に相応しい建築の理念に基づいた「建築基本法」の制定が論議されています。現在の「建築基準法」の部分的書き換えや加筆での対応は、すでに限界にきているからです。

この機会に、現在の「建築士法」も、建築基準法と同様に新しい理念に基づいた、全く新しい体系の「建築士法」として、新たに制定さるべきでしょう。その時、設計・監理のシステムについては、それぞれの立場に基づいた、それぞれの理想論があるはずですが、この理想論を基に、将来を見据えた十分な論議を尽くし、世界の範となる設計・監理のシステムを創設すべきでしょう。